

第一号様式

大量保有報告書
(法第27条の29第1項に基づく報告書) 変更報告書 No.1
(法第27条の25第1項に基づく報告書)

受 付			
受付財務局	受付年	管轄財務局	番号
℥	13	A	520

関東財務局長 殿

氏名又は名称 弁護士 吉 村 龍 吾

報告義務発生日 平成13年7月31日

住所又は本店所在地 東京都千代田区丸の内一丁目1番3号 AIGビル アンダーソン・毛利法律事務所 平成13年8月2日提出

第1 提出者に関する事項

1 発行会社

発行会社の	日本マクドナルド株式会社	会社コード	2702
名 称		1 上 場 ② 店 頭	
上 場	1 東 京 2 大 阪 3 名 古 屋 4 福 岡		
証券取引所	5 札 幌		
本店所在地	東京都新宿区西新宿六丁目5番1号		

頁 / 総 頁	1 / 19
---------	--------

提出者及び共同保有者の総数	6 名
---------------	-----

提 出 形 態	① 連 名 2 その他
---------	----------------

2 提出者 (大量保有者)

1 個人			
② 法人 (① 株式会社 2 有限会社 3 その他 ())			
フリガナ (カタカナ)	マクドナルド・レストラン・オペレーションズ・インク		
氏名又は名称	McDonald's Restaurant Operations Inc.		
フリガナ (カタカナ)	7月株式会社、デラウェア州 19808、ウilmington市、センタービル ロード 2751、リトル フォールズ センター II、スイート 302-M		
住所又は本店所在地	Suite 302-M, Little Falls Centre II, 2751 Centerville Road, Wilmington, DE 19808, USA		
フリガナ (カタカナ)			
旧氏名又は名称			
フリガナ (カタカナ)			
旧住所又は本店所在地	〒		
個 人	生年月日	年 月 日	(フリガナ)
	1 明 治 3 昭 和 2 大 正 4 平 成		勤務先名称
人	職 業		勤務先住所
法 人	設立年月日	54年12月21日	(フリガナ) デビット・マーフィー
	1 明 治 ③ 昭 和 2 大 正 4 平 成		代表者氏名 David Murphy
人	代表者役職		代表者役職 グアイズ・プレジデント
	事業内容	持株会社	
事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区丸の内一丁目1番3号 AIGビル アンダーソン・毛利法律事務所 弁護士 十 市 崇		
	電 話 番 号	03-3214-1371	

3 保有目的

提出者は、発行会社に対しライセンス契約に基づきライセンスを供与しているマクドナルド・コーポレーションの100%子会社であり、マクドナルド・レストラン・オブ・カナダ Ltd とともに、会社設立以来、発行会社への支配権の維持を目的とした経営参加を保有の目的としている。

発行会社の 会社コード	2702
----------------	------

頁 / 総頁	3 / 19
--------	--------

提出者（大量保有者）の 氏名又は名称	マクドナルド・レストラン・オペレーションズ・インク
-----------------------	---------------------------

6 当該株券等に関する担保契約等重要な契約

提出者は、マクドナルド・コーポレーション及びその100%子会社であるマクドナルド・レストランズ・オブ・カナダ・Ltd.（以下、これらを合わせて「米国マクドナルドグループ」と総称する）とともに、株式会社藤田商店、その親会社である株式会社インターナショナル・レジャー・コーポレーション及び藤田田氏の間の平成10年8月26日付け株主間契約（以下、その後発行会社の株式を取得した一定の藤田商店グループ関係者（藤田元氏及び藤田完氏を含む。以下、これらの者と株式会社藤田商店、株式会社インターナショナル・レジャー・コーポレーション及び藤田田氏を合わせて「藤田グループ」と総称する）を契約当事者として追加する等のために改訂されたものを「株主間契約」という）において、藤田田氏が発行会社の常勤取締役として定期的に発行会社の経営を担当している間は（1）米国マクドナルドグループ及び藤田グループはそれぞれが取締役及び監査役の半数を指名し、相互に指名した者を選任するために株主総会において議決権を行使する旨および（2）米国マクドナルドグループ及び藤田グループはそれぞれが代表取締役の半数を指名するとともに両者の合意により代表取締役の一人から社長を指名し、これらの選任を行うために各自が指名した取締役に取締役会において議決権を行使させる旨合意されております。株主間契約は、米国マクドナルドグループと藤田グループの合意がある場合、米国マクドナルドグループと藤田グループが所有する株式の総計が発行会社の発行済議決権付株式の3分の1を下回った場合、発行会社について破産手続等の清算手続が開始された場合または米国マクドナルド・コーポレーションと発行会社との間のライセンス契約が終了した場合には終了するものとされており、株主間契約の契約期間は平成42年12月31日までであります。自動更新条項によりさらに10年間契約期間の延長が可能とされており、

さらに株主間契約においては、米国マクドナルドグループまたは藤田グループの各人または各社がその保有する発行会社の株式を第三者に譲渡しようとする場合には、その選択により、藤田商店（米国マクドナルドグループが譲渡を企図する場合）もしくはマクドナルド・コーポレーション（藤田グループが譲渡を企図する場合）またはそれぞれが指定したそれぞれの関連会社その他一定の者が当該株式を買い取ることができる旨合意されております。従って、株主間契約が有効に履行されている限りにおいては、上記の買取り権を有する者が買取りを行わなかった場合または米国マクドナルドグループと藤田グループが今後別異の合意をした場合を除き、米国マクドナルドグループまたは藤田グループ以外の第三者が発行会社の主要な株主となり得る可能性はありません。また、株主間契約においては、藤田田氏が発行会社の常勤取締役として定期的に発行会社の経営を担当しなくなった場合には、米国マクドナルドグループの保有株式割合を50%超とするように、米国マクドナルドグループが藤田田氏側からその保有する発行会社の株式1株を購入するオプションを有することが合意されております。

7 保有株券等の取得資金

(1) 取得資金の内訳

自己資金額（千円）	R	6,908,970	千円	借入金額計（千円）	S
-----------	---	-----------	----	-----------	---

その他（具体的に）
平成11年2月5日株式1株を800株に分割により587,265株を取得
平成12年2月23日500円額面株式を50円額面株式10株に分割により38,308,200株を取得

その他金額計（千円）	T
------------	---

取得資金合計 (R+S+T)（千円）	6,908,970	千円
-----------------------	-----------	----

(2) 借入金の内訳

番号	※（フリガナ） 名称（支店名）	業種	※（フリガナ） 代表者氏名	※ 所在地	借入 目的	金額 （千円）
1	該当なし					
2						
3						
4						
5						
6						

第一号様式

大量保有報告書 (法第27条の23第1項に基づく報告書) 変更報告書 No.1 (法第27条の25第1項に基づく報告書)

受 付			
受付財務局	受付年	管轄財務局	番号

関東財務局長 殿



氏名又は名称 弁護士 吉 村 龍 吾 報告義務発生日 平成13年7月31日

住所又は本店所在地 東京都千代田区丸の内一丁目1番3号 AIGビル アンダーソン・毛利法律事務所 平成13年8月2日提出

第1 提出者に関する事項

1 発行会社

発行会社の 名 称	日本マクドナルド株式会社	会社コード	2702
上 場 証券取引所	1 東京 2 大阪 3 名古屋 4 福岡 5 札幌	1 上 場 ② 店 頭	
本店所在地	東京都新宿区西新宿六丁目5番1号		

頁 / 総 頁	4 / 19
---------	--------

提出者及び 共同保有者の総数	6 名
提 出 形 態	① 連 名 2 その他

2 提出者 (大量保有者)

1 個人 ② 法人 (① 株式会社 2 有限会社 3 その他 ())				
フリガナ (カタカナ)	マクドナルド・レストランズ・オブ・カナダ・リミテッド			
氏名又は名称	McDonald's Restaurants of Canada Limited			
フリガナ (カタカナ)	カナダ M3C 3L4、オンタリオ州、トロント市、マクドナルドプレイス			
住所又は本店所在地	McDonald's Place, Toronto, Ontario M3C 3L4, Canada			
フリガナ (カタカナ)				
旧氏名又は名称				
フリガナ (カタカナ)				
旧住所又は本店所在地	〒			
個 人	生年月日 年 月 日 (フリガナ)			
	1 明 治 3 昭 和 2 大 正 4 平 成	勤務先名称		
法 人	職 業	勤務先住所		
	設立年月日 2年12月31日 (フリガナ)	アンドリュー・ブロー	代表者役職	
人	1 明 治 3 昭 和 2 大 正 ④ 平 成	代表者氏名	Andrew Brough	ヴァイス・プレジデント・アンド・ チーフ・フィナンシャル・オフィサー
	事業内容	ハンバーガーレストランチェーン		
事務上の連絡先 及び担当者名	東京都千代田区丸の内一丁目1番3号 AIGビル アンダーソン・毛利法律事務所 弁護士 十 市 崇			
	電 話 番 号	03-3214-1371		

3 保有目的

提出者は、発行会社に対しライセンス契約に基づきライセンスを供与しているマクドナルド・コーポレーションの100%子会社であり、マクドナルド・レストランズ・オペレーションズ Inc とともに、会社設立以来、発行会社への支配権の維持を目的とした経営参加を保有の目的としている。

発行会社の 会社コード	2702
----------------	------

頁 / 総頁	6 / 19
--------	--------

提出者(大量保有者)の 氏名又は名称	マクドナルド・レストランズ・オブ・カナダ・リミテッド
-----------------------	----------------------------

6 当該株券等に関する担保契約等重要な契約

提出者は、マクドナルド・コーポレーション及びその100%子会社であるマクドナルド・レストランズ・オペレーション・Inc. (以下、これらを合わせて「米国マクドナルドグループ」と総称する)とともに、株式会社藤田商店、その親会社である株式会社インターナショナル・レジャー・コーポレーション及び藤田氏との平成10年8月26日付け株主間契約(以下、その後発行会社の株式を取得した一定の藤田商店グループ関係者(藤田元氏及び藤田完氏を含む。以下、これらの者と株式会社藤田商店、株式会社インターナショナル・レジャー・コーポレーション及び藤田氏を合わせて「藤田グループ」と総称する)を契約当事者として追加する等のために改訂されたものを「株主間契約」という)において、藤田氏が発行会社の常勤取締役として定期的に発行会社の経営を担当している間は(1)米国マクドナルドグループ及び藤田グループはそれぞれが取締役及び監査役の半数を指名し、相互に指名した者を選任するために株主総会において議決権を行使する旨および(2)米国マクドナルドグループ及び藤田グループはそれぞれが代表取締役の半数を指名するとともに両者の合意により代表取締役の一人から社長を指名し、これらの選任を行うために各自が指名した取締役が取締役会において議決権を行使させる旨合意されております。株主間契約は、米国マクドナルドグループと藤田グループの合意がある場合、米国マクドナルドグループと藤田グループが所有する株式の総計が発行会社の発行済議決権付株式の3分の1を下回った場合、発行会社について破産手続等の清算手続が開始された場合または米国マクドナルド・コーポレーションと発行会社との間のライセンス契約が終了した場合には終了するものとされております。株主間契約の契約期間は平成42年12月31日までであります。自動更新条項によりさらに10年間契約期間の延長が可能とされております。

さらに株主間契約においては、米国マクドナルドグループまたは藤田グループの各人または各社がその保有する発行会社の株式を第三者に譲渡しようとする場合には、その選択により、藤田商店(米国マクドナルドグループが譲渡を企図する場合)もしくはマクドナルド・コーポレーション(藤田グループが譲渡を企図する場合)またはそれぞれが指定したそれぞれの関連会社その他一定の者が当該株式を買取る旨合意されております。従って、株主間契約が有効に履行されている限りにおいては、上記の買取り権を有する者が買取りを行わなかった場合または米国マクドナルドグループと藤田グループが今後別異の合意をした場合を除き、米国マクドナルドグループまたは藤田グループ以外の第三者が発行会社の主要な株主となり得る可能性はありません。また、株主間契約においては、藤田氏が発行会社の常勤取締役として定期的に発行会社の経営を担当しなくなった場合には、米国マクドナルドグループの保有株式割合を50%超とするように、米国マクドナルドグループが藤田氏側からその保有する発行会社の株式1株を購入するオプションを有することが合意されております。

7 保有株券等の取得資金

(1) 取得資金の内訳

自己資金額(千円)	R	4,841,270	千円	借入金額計(千円)	S
-----------	---	-----------	----	-----------	---

その他(具体的に) 平成11年2月5日株式1株を800株に分割により411,485株を取得 平成12年2月23日500円額面株式を50円額面株式10株に分割により26,842,200株を取得						
					その他金額計(千円)	T

取得資金合計 (R+S+T)(千円)	4,841,270	千円
-----------------------	-----------	----

(2) 借入金の内訳

番号	※(フリガナ) 名称(支店名)	業種	※(フリガナ) 代表者氏名	※ 所在地	借入 目的	金額 (千円)
1	該当なし					
2						
3						
4						
5						
6						

第一号様式

~~大量保有報告書~~ 変更報告書 No.1
(法第27条の23第1項に基づく報告書) (法第27条の25第1項に基づく報告書)

受 付			
受付財務局	受付年	管轄財務局	番号

関東財務局長 殿



氏名又は名称 弁護士 吉 村 龍 吾 報告義務発生日 平成18年7月31日

住所又は本店所在地 東京都千代田区丸の内一丁目1番3号 AIGビル アンダーソン・毛利法律事務所 平成18年8月2日提出

第1 提出者に関する事項

1 発行会社

発行会社の 名 称	日本マクドナルド株式会社	会社コード	2702
上 場 証券取引所	1 東京 2 大阪 3 名古屋 4 福岡 5 札幌	1 上 場 ② 店 頭	
本店所在地	東京都新宿区西新宿六丁目5番1号		

頁 / 総 頁	7 / 19
---------	--------

提出者及び 共同保有者の総数	6 名
提 出 形 態	① 連 名 2 その他

2 提出者 (大量保有者)

① 個人 2 法人 (1 株式会社 2 有限会社 3 その他 ())			
フリガナ (カタカナ)	フジタ デン		
氏 名 又 は 名 称	藤田 田		
フリガナ (カタカナ)	トウキョウトセタガヤクアカツツミ		
住所又は本店所在地	東京都世田谷区赤堤2丁目22番4号		
フリガナ (カタカナ)			
旧 氏 名 又 は 名 称			
フリガナ (カタカナ)			
旧住所又は本店所在地	〒		
個 人	生年月日	15年3月13日	(フリガナ) ニホンマクドナルドカブシキカイシャ
	1 明 治 3 昭 和 ② 大 正 4 平 成		勤務先名称 日本マクドナルド株式会社
人	職 業	会社役員	勤務先住所 東京都新宿区西新宿六丁目5番1号
	設立年月日	年 月 日	(フリガナ) 代表者役職
法 人	1 明 治 3 昭 和 2 大 正 4 平 成		代表者氏名
	事業内容		
事務上の連絡先 及び担当者名	東京都千代田区丸の内一丁目1番3号 AIGビル アンダーソン・毛利法律事務所 弁護士 十 市 崇		
	電 話 番 号	03-3214-1371	

3 保有目的

保有者は、発行会社の創立者でかつ現在の代表取締役社長であり、発行会社設立当時より経営参加を目的として長期保有している。

発行会社の 会社コード	2702
----------------	------

頁 / 総 頁	9 / 19
---------	--------

提出者 (大量保有者) の 氏 名 又 は 名 称	藤 田 田
------------------------------	-------

6 当該株券等に関する担保契約等重要な契約

提出者は、株式会社藤田商店、その親会社である株式会社インターナショナル・レジャー・コーポレーションとともに、平成 10 年 8 月 26 日付け株主間契約で (以下、その後発行会社の株式を取得した一定の藤田商店グループ関係者 (藤田元氏及び藤田完氏を含む。以下、これらの者と株式会社藤田商店、株式会社インターナショナル・レジャー・コーポレーション及び藤田田氏を合わせて「藤田グループ」と総称する。を契約当事者として追加する等のために改訂されたものを「株主間契約」という) マクドナルド・コーポレーション、マクドナルド・レストラン・オペレーション・Inc.、マクドナルド・レストラン・オブ・カナダ・Ltd. (以下、これらを合わせて「米国マクドナルドグループ」と総称する) との間において、藤田氏が発行会社の常勤取締役として定期的に発行会社の経営を担当している間は (1) 米国マクドナルドグループ及び藤田グループはそれぞれが取締役及び監査役の半数を指名し、相互に指名した者を選任するために株主総会において議決権を行使する旨および (2) 米国マクドナルドグループ及び藤田グループはそれぞれが代表取締役の半数を指名するとともに両者の合意により代表取締役の一人から社長を指名し、これらの選任を行うために各自が指名した取締役に取締役会において議決権を行使させる旨合意されております。株主間契約は、米国マクドナルドグループと藤田グループの合意がある場合、米国マクドナルドグループと藤田グループが所有する株式の総計が発行会社の発行済議決権付株式の 3 分の 1 を下回った場合、発行会社について破産手続等の清算手続が開始された場合または米国マクドナルド・コーポレーションと発行会社との間のライセンス契約が終了した場合には終了するものとされており、株主間契約の契約期間は平成 42 年 12 月 31 日までであります。自動更新条項によりさらに 10 年間契約期間の延長が可能とされております。

さらに株主間契約においては、米国マクドナルドグループまたは藤田グループの各人または各社がその保有する発行会社の株式を第三者に譲渡しようとする場合には、その選択により、藤田商店 (米国マクドナルドグループが譲渡を企図する場合) もしくはマクドナルド・コーポレーション (藤田グループが譲渡を企図する場合) またはそれぞれが指定したそれぞれの関連会社その他一定の者が当該株式を買取ることができ旨合意されております。従って、株主間契約が有効に履行されている限りにおいては、上記の買取り権を有する者が買取りを行わなかった場合または米国マクドナルドグループと藤田グループが今後別異の合意をした場合を除き、米国マクドナルドグループまたは藤田グループ以外の第三者が発行会社の主要な株主となり得る可能性はありません。また、株主間契約においては、藤田氏が発行会社の常勤取締役として定期的に発行会社の経営を担当しなくなった場合には、米国マクドナルドグループの保有株式割合を 50% 超とするように、米国マクドナルドグループが藤田氏側からその保有する発行会社の株式 1 株を購入するオプションを有することが合意されております。

また、平成 12 年 11 月 24 日付け有価証券担保差入契約証書により、株式会社第一勧業銀行及び株式会社三和銀行に対して担保提供されていた 10,300,000 株については、平成 13 年 7 月 31 日に解除されました。

7 保有株券等の取得資金

(1) 取得資金の内訳

自己資金額 (千円)	R	15,010,000	千円	借入金額計 (千円)	S
------------	---	------------	----	------------	---

その他 (具体的に) 平成 11 年 2 月 5 日 株式 1 株 を 800 株 に 分割 により 187,765 株 を 取得 平成 12 年 2 月 23 日 500 円 数 値 株 式 を 50 円 数 値 株 式 10 株 に 分割 により 5,280,000 株 を 取得	その他金額計 (千円)	T
--	-------------	---

取得資金合計 (R+S+T) (千円)	15,010,000	千円
------------------------	------------	----

(2) 借入金の内訳

番号	※ (フリガナ) 名 称 (支店名)	業 種	※ (フリガナ) 代 表 者 氏 名	※ 所 在 地	借 入 目 的	金 額 (千円)
1	該当なし					
2						
3						
4						
5						
6						

第一号様式

大量保有報告書
(法第27条の23第1項に基づく報告書) 変更報告書 No.1
(法第27条の25第1項に基づく報告書)

受 付			
受付財務局	受付年	管轄財務局	番号

関東財務局長 殿



氏名又は名称 弁護士 吉 村 龍 吾 報告義務発生日 平成13年7月31日

住所又は本店所在地 東京都千代田区丸の内一丁目1番3号 AIGビル アンダーソン・毛利法律事務所 平成13年8月2日提出

第1 提出者に関する事項

1 発行会社

発行会社の名称	日本マクドナルド株式会社	会社コード	2702
上場証券取引所	1 東京 2 大阪 3 名古屋 4 福岡 5 札幌	1 上場 ② 店頭	
本店所在地	東京都新宿区西新宿六丁目5番1号		

頁 / 総頁	10 / 19
--------	---------

提出者及び共同保有者の総数	6名
提出形態	① 連名 2 その他

2 提出者(大量保有者)

① 個人 2 法人 (1 株式会社 2 有限会社 3 その他 ())			
フリガナ(カタカナ)	フリガナ	フリガナ	フリガナ
氏名又は名称	藤田 元		
フリガナ(カタカナ)	トウキョウトセタガヤクゴウトクジ		
住所又は本店所在地	東京都世田谷区豪徳寺1丁目10番5号		
フリガナ(カタカナ)			
旧氏名又は名称			
フリガナ(カタカナ)			
旧住所又は本店所在地	〒		
個 人	生年月日	27年12月8日	(フリガナ) カブシカイシャテン
	1 明治 ③ 昭和 2 大正 4 平成		勤務先名称 株式会社藤田商店
職 業	会社役員		勤務先住所 港区新橋1丁目8番3号住友新橋ビル
法 人	設立年月日	年 月 日	(フリガナ) 代表者役職
	1 明治 3 昭和 2 大正 4 平成		代表者氏名
人 事 業 内 容			
	事務上の連絡先及び担当者名 東京都千代田区丸の内一丁目1番3号 AIGビル アンダーソン・毛利法律事務所 弁護士 十 市 崇		
	電話番号	03-3214-1371	

3 保有目的

保有者は現在発行会社の取締役の地位にあり、発行会社の創立者で代表取締役社長をつとめる藤田田氏の長男であって、経営参加を保有の目的としている。

発行会社の 会社コード	2702
----------------	------

頁 / 総頁	12 / 19
--------	---------

提出者 (大量保有者) の 氏名又は名称	藤田 元
-------------------------	------

6 当該株券等に関する担保契約等重要な契約

提出者は、株式会社藤田商店、株式会社インターナショナル・レジャー・コーポレーション及び藤田氏とともに平成10年8月26日付け株主間契約で（以下、その後発行会社の株式を取得した一定の藤田商店グループ関係者（藤田完氏を含む。以下、これらの者と株式会社藤田商店、その親会社である株式会社インターナショナル・レジャー・コーポレーション及び藤田氏を合わせて「藤田グループ」と総称する）を契約当事者として追加する等のために改訂されたものを「株主間契約」という）マクドナルド・コーポレーション、マクドナルド・レストラン・オペレーション・Inc.、マクドナルド・レストランツ・オブ・カナダ・Ltd.（以下、これらを合わせて「米国マクドナルドグループ」と総称する）との間において、藤田氏が発行会社の常勤取締役として定期的に発行会社の経営を担当している間は（1）米国マクドナルドグループ及び藤田グループはそれぞれが取締役及び監査役の半数を指名し、相互に指名した者を選任するために株主総会において議決権を行使する旨および（2）米国マクドナルドグループ及び藤田グループはそれぞれが代表取締役の半数を指名するとともに両者の合意により代表取締役の一人から社長を指名し、これらの選任を行うために各自が指名した取締役に取締役会において議決権を行使させる旨合意されております。株主間契約は、米国マクドナルドグループと藤田グループの合意がある場合、米国マクドナルドグループと藤田グループが所有する株式の総計が発行会社の発行済議決権付株式の3分の1を下回った場合、発行会社について破産手続等の清算手続が開始された場合または米国マクドナルド・コーポレーションと発行会社との間のライセンス契約が終了した場合には終了するものとされており、株主間契約の契約期間は平成42年12月31日までであります。自動更新条項によりさらに10年間契約期間の延長が可能とされており、

さらに株主間契約においては、米国マクドナルドグループまたは藤田グループの各人または各社がその保有する発行会社の株式を第三者に譲渡しようとする場合には、その選択により、藤田商店（米国マクドナルドグループが譲渡を企図する場合）もしくはマクドナルド・コーポレーション（藤田グループが譲渡を企図する場合）またはそれぞれが指定したそれぞれの関連会社その他一定の者が当該株式を買い取ることができる旨合意されております。従って、株主間契約が有効に履行されている限りにおいては、上記の買取り権を有する者が買取りを行わなかった場合または米国マクドナルドグループと藤田グループが今後別異の合意をした場合を除き、米国マクドナルドグループまたは藤田グループ以外の第三者が発行会社の主要な株主となり得る可能性はありません。また、株主間契約においては、藤田氏が発行会社の常勤取締役として定期的に発行会社の経営を担当しなくなった場合には、米国マクドナルドグループの保有株式割合を50%超とするように、米国マクドナルドグループが藤田氏側からその保有する発行会社の株式1株を購入するオプションを有することが合意されております。

また、平成12年11月24日付け有価証券担保差入契約証書及び平成13年7月9日付け担保有価証券変更契約証書により、株式会社第一勧業銀行及び株式会社日本興業銀行に対して担保提供されていた9,700,000株については、平成13年7月31日に解除されました。

7 保有株券等の取得資金

(1) 取得資金の内訳

自己資金額 (千円)	R	14,500,000	千円	借入金額計 (千円)	S	
その他 (具体的に)						
					その他金額計 (千円)	T
取得資金合計 (R+S+T) (千円)		14,500,000 千円				

(2) 借入金の内訳

番号	※ (フリガナ) 名称 (支店名)	業種	※ (フリガナ) 代表者氏名	※ 所在地	借入 目的	金額 (千円)
1	該当なし					
2						
3						
4						
5						
6						

第一号様式

大量保有報告書 ~~(法第27条の23第1項に基づく報告書)~~ 変更報告書 No.1 (法第27条の25第1項に基づく報告書)

受 付			
受付財務局	受付年	管轄財務局	番号

関東財務局長 殿



氏名又は名称 弁護士 吉 村 龍 吾 報告義務発生日 平成13年7月31日

住所又は本店所在地 東京都千代田区丸の内一丁目1番3号 AIGビル アンダーソン・毛利法律事務所 平成13年8月2日提出

第1 提出者に関する事項

1 発行会社

発行会社の名称	日本マクドナルド株式会社	会社コード	2702
上場証券取引所	1 東京 2 大阪 3 名古屋 4 福岡 5 札幌	1 上場 ② 店頭	
本店所在地	東京都新宿区西新宿六丁目5番1号		

頁 / 総頁	13 / 19
--------	---------

提出者及び共同保有者の総数	6 名
---------------	-----

提出形態	① 連名 2 その他
------	---------------

2 提出者 (大量保有者)

① 個人 2 法人 (1 株式会社 2 有限会社 3 その他 ())	
フリガナ (カタカナ)	フジタ カン
氏名又は名称	藤田 完
フリガナ (カタカナ)	トウキョウトセタガヤクアカツツミ
住所又は本店所在地	東京都世田谷区赤堤2丁目22番4号
フリガナ (カタカナ)	
旧氏名又は名称	
フリガナ (カタカナ)	
旧住所又は本店所在地	〒
個 人	生年月日 30年12月30日 (フリガナ) タシキイナツノ ショウケン
	1 明治 ③ 昭和 2 大正 4 平成 勤務先名称 株式会社藤田商店
職 業	会社役員 勤務先住所 東京都港区新橋1丁目8番3号住友新橋ビル
法 人	設立年月日 年 月 日 (フリガナ) 代表者役職
	1 明治 3 昭和 2 大正 4 平成 代表者氏名
事 業 内 容	
事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区丸の内一丁目1番3号 AIGビル アンダーソン・毛利法律事務所 弁護士 十 市 崇
電 話 番 号	03-3214-1371

3 保有目的

保有者は、発行会社の創立者で代表取締役社長をつとめる藤田氏の次男であり、経営参加を保有の目的としている。

発行会社の 会社コード	2702
----------------	------

提出者（大量保有者）の 氏名又は名称	藤田 完
-----------------------	------

6 当該株券等に関する担保契約等重要な契約

提出者は、株式会社藤田商店、株式会社インターナショナル・レジュー・コーポレーション及び藤田氏とともに平成10年8月26日付け株主間契約で（以下、その後発行会社の株式を取得した一定の藤田商店グループ関係者（藤田元氏及び藤田完氏を含む。以下、これらの者と株式会社藤田商店、その親会社である株式会社インターナショナル・レジュー・コーポレーション及び藤田氏を合わせて「藤田グループ」と総称する）を契約当事者として追加する等のために改訂されたものを「株主間契約」という）マクドナルド・コーポレーション、マクドナルド・レストラン・オペレーション・Inc.、マクドナルド・レストランツ・オブ・カナダ・Ltd.（以下、これらを合わせて「米国マクドナルドグループ」と総称する）との間において、藤田氏が発行会社の常勤取締役として定期的に発行会社の経営を担当している間は（1）米国マクドナルドグループ及び藤田グループはそれぞれが取締役及び監査役の半数を指名し、相互に指名した者を選任するために株主総会において議決権を行使する旨および（2）米国マクドナルドグループ及び藤田グループはそれぞれが代表取締役の半数を指名するとともに両者の合意により代表取締役の一人から社長を指名し、これらの選任を行うために各自が指名した取締役に取締役会において議決権を行使させる旨合意されております。株主間契約は、米国マクドナルドグループと藤田グループの合意がある場合、米国マクドナルドグループと藤田グループが所有する株式の総計が発行会社の発行済議決権付株式の3分の1を下回った場合、発行会社について破産手続等の清算手続が開始された場合または米国マクドナルド・コーポレーションと発行会社との間のライセンス契約が終了した場合には終了するものとされております。株主間契約の契約期間は平成42年12月31日までであります。また、自動更新条項によりさらに10年間契約期間の延長が可能とされております。

さらに株主間契約においては、米国マクドナルドグループまたは藤田グループの各人または各社がその保有する発行会社の株式を第三者に譲渡しようとする場合には、その選択により、藤田商店（米国マクドナルドグループが譲渡を企図する場合）もしくはマクドナルド・コーポレーション（藤田グループが譲渡を企図する場合）またはそれぞれが指定したそれぞれの関連会社その他一定の者が当該株式を買収することができる旨合意されております。従って、株主間契約が有効に履行されている限りにおいては、上記の買収権を有する者が買収を行わなかった場合または米国マクドナルドグループと藤田グループが今後別異の合意をした場合を除き、米国マクドナルドグループまたは藤田グループ以外の第三者が発行会社の主要な株主となり得る可能性はありません。また、株主間契約においては、藤田氏が発行会社の常勤取締役として定期的に発行会社の経営を担当しなくなった場合には、米国マクドナルドグループの保有株式割合を50%超とするように、米国マクドナルドグループが藤田氏側からその保有する発行会社の株式1株を購入するオプションを有することが合意されております。

また、平成12年11月24日付け有価証券担保差入契約証書及び平成13年7月9日付け担保有価証券変更契約証書により、株式会社第一勧業銀行及び株式会社三井住友銀行に対して担保提供されていた9,700,000株については、平成13年7月31日に解除されました。

7 保有株券等の取得資金

(1) 取得資金の内訳

自己資金額（千円）	R	14,500,000	千円	借入金額計（千円）	S	0
その他（具体的に）						
					その他金額計（千円）	T
取得資金合計 (R+S+T)（千円）	14,500,000		千円			

(2) 借入金の内訳

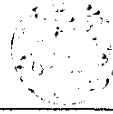
番号	※（フリガナ） 名称（支店名）	業種	※（フリガナ） 代表者氏名	※ 所在地	借入 目的	金額 （千円）
1	該当なし					
2						
3						
4						
5						
6						

第一号様式

大量保有報告書 (法第27条の25第1項に基づく報告書) 変更報告書 No.1 (法第27条の25第1項に基づく報告書)

受 付			
受付財務局	受付年	管轄財務局	番号

関東財務局長 殿



氏名又は名称 弁護士 吉 村 龍 吾 報告義務発生日 平成13年7月31日

住所又は本店所在地 東京都千代田区丸の内一丁目1番3号 AIGビル アンダーソン・毛利法律事務所 平成13年8月2日提出

第1 提出者に関する事項

1 発行会社

発行会社の名称	日本マクドナルド株式会社	会社コード	2702
上場証券取引所	1 東京 2 大阪 3 名古屋 4 福岡 5 札幌	1 上場 ② 店頭	
本店所在地	東京都新宿区西新宿六丁目5番1号		

頁 / 総頁	16 / 19
--------	---------

提出者及び共同保有者の総数	6名
---------------	----

提出形態	① 連名 2 その他
------	---------------

2 提出者 (大量保有者)

① 個人 2 法人 (1 株式会社 2 有限会社 3 その他 ())			
フリガナ (カタカナ)	カブシキカ イヤフジ タシヨウテン		
氏名又は名称	株式会社藤田商店		
フリガナ (カタカナ)	トキョウトミナトクシハシ スミトシハシビル		
住所又は本店所在地	東京都港区新橋港区新橋1丁目8番3号住友新橋ビル		
フリガナ (カタカナ)			
旧氏名又は名称			
フリガナ (カタカナ)			
旧住所又は本店所在地	〒		
個人	生年月日	年月日	(フリガナ)
	1 明治 3 昭和 2 大正 4 平成		勤務先名称
法人	設立年月日	35年6月21日	(フリガナ) フジタゲン
	1 明治 ③ 昭和 2 大正 4 平成		代表者氏名 藤田元
個人	事業内容	直輸出入商	代表取締役社長
事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区丸の内一丁目1番3号 AIGビル アンダーソン・毛利法律事務所 弁護士 十 市 崇		
	電話番号	03-3214-1371	

3 保有目的

保有者は、発行会社の設立当初からの株主であり、経営参加を目的として長期保有している。

発行会社の 会社コード	2702
----------------	------

頁 / 総 頁	18 / 19
---------	---------

提出者 (大量保有者) の 氏 名 又 は 名 称	株式会社藤田商店
------------------------------	----------

6 当該株券等に関する担保契約等重要な契約

提出者は、提出者の親会社である株式会社インターナショナル・レジャー・コーポレーション及び藤田氏とともに、平成10年8月26日付け株主間契約で（以下、その後発行会社の株式を取得した一定の藤田商店グループ関係者（藤田元氏及び藤田完氏を含む。以下、これらの者と株式会社藤田商店、株式会社インターナショナル・レジャー・コーポレーション及び藤田氏を合わせて「藤田グループ」と総称する）を契約当事者として追加する等のために改訂されたものを「株主間契約」という）マクドナルド・コーポレーション、マクドナルド・レストラン・オペレーション・Inc.、マクドナルド・レストランズ・オブ・カナダ・Ltd.（以下、これらを合わせて「米国マクドナルドグループ」と総称する）との間において、藤田氏が発行会社の常勤取締役として定期的に発行会社の経営を担当している間は（1）米国マクドナルドグループ及び藤田グループはそれぞれが取締役及び監査役の半数を指名し、相互に指名した者を選任するために株主総会において議決権を行使する旨および（2）米国マクドナルドグループ及び藤田グループはそれぞれが代表取締役の半数を指名するとともに両者の合意により代表取締役の一人から社長を指名し、これらの選任を行うために各自が指名した取締役に取締役会において議決権を行使させる旨合意されております。株主間契約は、米国マクドナルドグループと藤田グループの合意がある場合、米国マクドナルドグループと藤田グループが所有する株式の総計が発行会社の発行済議決権付株式の3分の1を下回った場合、発行会社について破産手続等の清算手続が開始された場合または米国マクドナルド・コーポレーションと発行会社との間のライセンス契約が終了した場合には終了するものとされております。株主間契約の契約期間は平成42年12月31日までであります。自動更新条項によりさらに10年間契約期間の延長が可能とされております。さらに株主間契約においては、米国マクドナルドグループまたは藤田グループの各人または各社がその保有する発行会社の株式を第三者に譲渡しようとする場合には、その選択により、藤田商店（米国マクドナルドグループが譲渡を企図する場合）もしくはマクドナルド・コーポレーション（藤田グループが譲渡を企図する場合）またはそれぞれが指定したそれぞれの関連会社その他一定の者が当該株式を買取ることができ旨合意されております。従って、株主間契約が有効に履行されている限りにおいては、上記の買取り権を有する者が買取りを行わなかった場合または米国マクドナルドグループと藤田グループが今後別異の合意をした場合を除き、米国マクドナルドグループまたは藤田グループ以外の第三者が発行会社の主要な株主となり得る可能性はありません。また、株主間契約においては、藤田氏が発行会社の常勤取締役として定期的に発行会社の経営を担当しなくなった場合には、米国マクドナルドグループの保有株式割合を50%超とするように、米国マクドナルドグループが藤田氏側からその保有する発行会社の株式1株を購入するオプションを有することが合意されております。

7 保有株券等の取得資金

(1) 取得資金の内訳

自己資金額 (千円)	R	千円	借入金額計 (千円)	S
------------	---	----	------------	---

その他 (具体的に)
平成11年2月5日株式1株を800株に分割により1,785株を取得
平成11年2月23日500円額面株式を50円額面株式10株に分割により1,000株を取得

その他金額計 (千円)	T
-------------	---

取得資金合計 (R+S+T) (千円)	千円
------------------------	----

(2) 借入金の内訳

番号	※ (フリガナ) 名称 (支店名)	業 種	※ (フリガナ) 代表者氏名	※ 所 在 地	借 入 目 的	金 額 (千円)
1	該当なし					
2						
3						
4						
5						

発行会社の 会社コード	2702
----------------	------

頁 / 総頁	19 / 19
--------	---------

提出者(大量保有者)の 氏名又は名称	マクドナルド・レストラン・オペレーションズ・インク
-----------------------	---------------------------

提出者及び 共同保有者の総数	6名
提出形態	※ ① 連名 2 その他

第3 提出者及び共同保有者に関する総括表

1 提出者及び共同保有者(カ)

1	マクドナルド・レストラン・オペレーションズ・インク	21		41	
2	マクドナルド・レストランズ・オブ・カナダ・リミテッド	22		42	
3	藤田田	23		43	
4	藤田元	24		44	
5	藤田完	25		45	
6	株式会社藤田商店	26		46	
7		27		47	
8		28		48	
9		29		49	
10		30		50	
11		31		51	
12		32		52	
13		33		53	
14		34		54	
15		35		55	
16		36		56	
17		37		57	
18		38		58	
19		39		59	
20		40		60	

2 上記提出者及び共同保有株券等の内訳(ヨ)

	27条の23第3項本文		27条の23第3項第1号		27条の23第3項第2号										
株券	102,253,800	株		株		株									
新株引受権証書	A	株	/	H		株									
新株引受権証券	B	株		I		株									
転換社債券	C	株		J		株									
新株引受権付社債券	D	株		K		株									
対象有価証券ハードワント	E	株		L		株									
株券預託証券		株				株									
株券関連預託証券	F	株		M		株									
対象有価証券償還社債	G	株		N		株									
合計	O	102,253,800 株		P	株	Q	株								
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	R	株	<table border="1"> <tr> <td>発行済株式総数 (平成13年7月26日現在)</td> <td>U</td> <td>132,960,000 株</td> </tr> <tr> <td>上記提出者の 株券等保有割合 (S/(T+U)×100)</td> <td></td> <td>76.90 76.91 %</td> </tr> <tr> <td>直前の報告書に記載 された株券等保有割合</td> <td></td> <td>76.90 76.91 %</td> </tr> </table>				発行済株式総数 (平成13年7月26日現在)	U	132,960,000 株	上記提出者の 株券等保有割合 (S/(T+U)×100)		76.90 76.91 %	直前の報告書に記載 された株券等保有割合		76.90 76.91 %
発行済株式総数 (平成13年7月26日現在)	U	132,960,000 株													
上記提出者の 株券等保有割合 (S/(T+U)×100)		76.90 76.91 %													
直前の報告書に記載 された株券等保有割合		76.90 76.91 %													
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R)	S	102,253,800 株													
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	T	株													

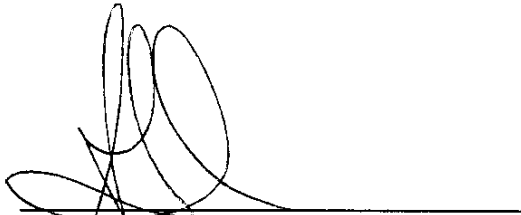
POWER OF ATTORNEY

KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS, that McDonald's Restaurants of Canada Limited (the "Company"), a corporation established under the laws of the Province of Ontario, with its principal place of business at One McDonald's Place, Toronto, Ontario, Canada M3C 3L4, hereby nominates, constitutes and appoints each of Messrs. Ryugo Yoshimura and Takashi Toichi, Attorneys-at-Law, of Anderson Mori with offices at AIG Building, 1-3, Marunouchi 1-chome, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan, to be the true and lawful attorney-in-fact for and in the name and on behalf of the Company to do, execute and perform all or any of the following acts, deeds, matters and things, namely:

1. To prepare, execute and file the Report of Large Shareholding and any amendments, supplements or changes thereto (the "Report") with the Director of the Kanto Local Finance Bureau pursuant to Chapter 2-3 "Large Holding Reports" of the Securities Exchange Law of Japan; and
2. To send and submit copies of the Report to the issuing company and the relevant stock exchanges.

This Power of Attorney shall be valid for a period of 3 (three) months from the date of signing, after which period it shall automatically expire without any further action from the side of the Company being necessary.

IN WITNESS WHEREOF, the Company has caused this Power of Attorney to be executed this 17th day of July, 2001.



Name: R. Andrew Brough
Position: Vice-President and Chief Financial Officer

(訳文)

委任状

カナダ M3C 3L4、オンタリオ州、トロント市、ワン マクドナルド プレイスに主たる事務所を有するオンタリオ州法人マクドナルド・レストランツ・カナダ・リミテッド(以下、「当社」という)は、ここに、日本国東京都千代田区丸の内一丁目1番3号 AIG ビルに事務所を有するアンダーソン・毛利法律事務所の弁護士吉村龍吾及び同十市崇各氏を真正かつ適法な代理人と定め、当社のために下記の行為の全部又は一部を行う権限を委任する。

1. 日本の証券取引法第二章の三「株式等の大量保有の状況に関する開示」に基づき、大量保有報告書及びその修正、補追または変更の報告書(以下、「報告書」という)を作成、捺印し、関東財務局長に提出すること。
2. 報告書の写しを発行会社及び関連証券取引所に送付すること。

本委任状は、署名の日より3か月間有効とし、その後は当社の側からの何ら更なる必要な手続きなしで自動的に失効するものとする。

上記の証として、当社は、2001年7月17日、本委任状に署名せしめた。

(署名)

R・アンドリュウ・ブロー
ヴァイス・プレジデント・アンド・
チーフ・フィナンシャル・オフィサー

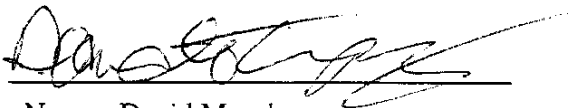
POWER OF ATTORNEY

KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS, that McDonald's Restaurants Operations Inc (the "Company"), a corporation established under the laws of Delaware with its principal place of business at Suite 302-M, Little Falls Centre II, 2751 Centerville Road, Wilmington, DE 19808, hereby nominates, constitutes and appoints each of Messrs. Ryugo Yoshimura and Takashi Toichi, Attorneys-at-Law, of Anderson Mori with offices at AIG Building, 1-3, Marunouchi 1-chome, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan, to be the true and lawful attorney-in-fact for and in the name and on behalf of the Company to do, execute and perform all or any of the following acts, deeds, matters and things, namely:

1. To prepare, execute and file the Report of Large Shareholding and any amendments, supplements or changes thereto (the "Report") with the Director of the Kanto Local Finance Bureau pursuant to Chapter 2-3 "Large Holding Reports" of the Securities Exchange Law of Japan; and
2. To send and submit copies of the Report to the issuing company and the relevant stock exchanges.

This Power of Attorney shall be valid for a period of 3 (three) months from the date of signing, after which period it shall automatically expire without any further action from the side of the Company being necessary.

IN WITNESS WHEREOF, the Company has caused this Power of Attorney to be executed this 16 day of July, 2001.



Name: David Murphy
Position: Vice President

(訳文)

委任状

アメリカ合衆国、デラウェア州 19808、ウィルミントン市、センタービル ロード 2751、リトル フォールズ センターII、スイート 302-M に主たる事務所を有するデラウェア州法人マクドナルド・レストラン・オペレーションズ・インク(以下、「当社」という)は、ここに、日本国東京都千代田区丸の内一丁目1番3号 AIG ビルに事務所を有するアンダーソン・毛利法律事務所の弁護士吉村龍吾及び同十市崇各氏を真正かつ適法な代理人と定め、当社のために下記の行為の全部又は一部を行う権限を委任する。

1. 日本の証券取引法第二章の三「株式等の大量保有の状況に関する開示」に基づき、大量保有報告書及びその修正、補追または変更の報告書(以下、「報告書」という)を作成、捺印し、関東財務局長に提出すること。
2. 報告書の写しを発行会社及び関連証券取引所に送付すること。

本委任状は、署名の日より3か月間有効とし、その後は当社の側からの何ら更なる必要な手続きなしで自動的に失効するものとする。

上記の証として、当社は、2001年7月16日、本委任状に署名せしめた。

(署名)

デビット・マーフィー
ヴァイス・プレジデント


委任状

東京都世田谷区赤堤2丁目2番4号に住所を有する藤田田は、ここに、東京都千代田区丸の内一丁目1番3号AIGビルに事務所を有するアンダーソン・毛利法律事務所の弁護士吉村龍吾及び同十市崇各氏を代理人として指名し、下記の行為の全部又は一部を行う権限を委任する。

1. 証券取引法第二章の三「株式等の大量保有の状況に関する開示」に基づき、大量保有報告書その他各種の報告書（以下、「報告書」という）を作成し、関東財務局長に提出すること。
2. 報告書の写しを発行会社等の関係者に対して送付すること。

本委任状は、署名の日より3か月間有効とし、その後必要な手続がなされない限り、自動的に失効するものとする。

上記の証として、2001年7月24日、本委任状に署名捺印した。

藤田田 

藤田田

委任状

東京都世田谷区豪徳寺1丁目10番5号に住所を有する藤田元は、ここに、東京都千代田区丸の内一丁目1番3号 AIG ビルに事務所を有するアンダーソン・毛利法律事務所の弁護士吉村龍吾及び同十市崇各氏を代理人として指名し、下記の行為の全部又は一部を行う権限を委任する。

1. 証券取引法第二章の三「株式等の大量保有の状況に関する開示」に基づき、大量保有報告書その他各種の報告書(以下、「報告書」という)を作成し、関東財務局長に提出すること。
2. 報告書の写しを発行会社等の関係者に対して送付すること。

本委任状は、署名の日より3か月間有効とし、その後必要な手続がなされない限り、自動的に失効するものとする。

上記の証として、2001年7月 日、本委任状に署名した。

藤田元

藤田元




委任状

東京都世田谷区赤堤2丁目 22 番 4 号に住所を有する藤田完は、ここに、東京都千代田区丸の内一丁目1番3号 AIG ビルに事務所を有するアンダーソン・毛利法律事務所の弁護士吉村龍吾及び同十市崇各氏を代理人として指名し、下記の行為の全部又は一部を行う権限を委任する。

1. 証券取引法第二章の三「株式等の大量保有の状況に関する開示」に基づき、大量保有報告書その他各種の報告書(以下、「報告書」という)を作成し、関東財務局長に提出すること。
2. 報告書の写しを発行会社等の関係者に対して送付すること。

本委任状は、署名の日より3か月間有効とし、その後必要な手続がなされない限り、自動的に失効するものとする。

上記の証として、2001年7月18日、本委任状に署名した。

藤田 完 
藤田 完



委任状

東京都新橋1丁目8番3号住友新橋ビルに本店を有する株式会社藤田商店は、ここに、東京都千代田区丸の内一丁目1番3号 AIG ビルに事務所を有するアンダーソン・毛利法律事務所の弁護士吉村龍吾及び同十市崇各氏を代理人として指名し、下記の行為の全部又は一部を行う権限を委任する。

1. 証券取引法第二章の三「株式等の大量保有の状況に関する開示」に基づき、大量保有報告書その他各種の報告書(以下、「報告書」という)を作成し、関東財務局長に提出すること。
2. 報告書の写しを発行会社等の関係者に対して送付すること。

本委任状は、署名の日より3か月間有効とし、その後必要な手続がなされない限り、自動的に失効するものとする。

上記の証として、2001年7月26日、本委任状に署名した。

藤田 元

株式会社藤田商店
代表取締役社長 藤田 元